議案第６２号

公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和　４　年１２月　６　日提出

七飯町長　杉　原　　太

公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例

（七飯町の休日を定める条例の一部改正）

第１条　七飯町の休日を定める条例（平成２年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「行なわない」を「行わない」に改め、同項第３号中「１２月３１日」を「１２月２９日」に、「１月５日」を「１月３日」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正）

第２条　次に掲げる条例の規定中「１２月３１日」を「１２月２９日」に、「１月５日」を「１月３日」に改める。

（１）職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年条例第１８号）第９条

（２）七飯町精神障害者社会復帰施設条例（平成１７年条例第４６号）第５条第３号

（３）七飯町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５１年条例第１５号）第１１条第１項

（七飯町大沼国際セミナーハウス条例及び七飯町さくら共同作業所条例の一部改正）

第３条　次に掲げる条例の規定中「１２月３１日」を「１２月２９日」に、「１月５日までの日」を「１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）」に改める。

（１）七飯町大沼国際セミナーハウス条例（平成１７年条例第４３号）第５条第３号

（２）七飯町さくら共同作業所条例（平成１７年条例第４５号）第５条第３号

（七飯町学童保育クラブ条例の一部改正）

第４条　七飯町学童保育クラブ条例（平成１９年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第５条第３号中「１月２日」を「１２月２９日」に、「１月５日まで及び１２月３１日」を「翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）」に改める。

（七飯町屋内ゲートボール場条例の一部改正）

第５条　七飯町屋内ゲートボール場条例（平成１７年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第２号中「１２月３１日」を「１２月２９日」に、「翌年１月５日まで」を「翌年の１月３日までの日」に改める。

（七飯町大沼国際交流プラザ条例の一部改正）

第６条　七飯町大沼国際交流プラザ条例（平成２２年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第５条中「午前８時３０分から午後５時３０分」を「午前９時から午後５時」に改める。

第６条中「１月５日まで」を「１月３日までの日」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。